

アナウンスの内容

1 文章が短いバージョン（227字）

お車でお越しの皆様は大分県からのお知らせです。

この施設の駐車区画の一部は、「大分県あったか・はーと駐車場利用証制度」に御協力いただいております。

この駐車区画は、県が発行した利用証をお持ちの方が利用できることとしていますので、利用証をお持ちでない方の駐車は御遠慮ください。

利用証は、障がいのある方や歩行が困難な方に対して、県が交付しています。

利用証の申請などの詳しい内容については、大分県庁福祉保健企画課にお尋ねください。

以上、大分県からのお知らせでした。

2 文章が長いバージョン（402字）

お車でお越しの皆様は大分県からのお知らせです。

この施設の駐車区画の一部は、「大分県あったか・はーと駐車場利用証制度」に御協力いただいております。

この制度は、障がいのある方や、介護の必要な方、妊産婦の方など、車の乗り降りや歩行が困難な方からの申請を受けて、県が発行した利用証をお持ちの方が利用できることとしています。

この制度の対象となっている駐車区画に駐車する際は、県が発行した利用証を車内のルームミラー等に掲示してください。

利用証をお持ちでない方は、この駐車区画への駐車を御遠慮くださいますようお願いいたします。

なお、利用証は、大分県庁や大分市を除く保健所において交付しています。

利用証の申請などの詳しい内容については、大分県庁福祉保健企画課にお尋ねください。

この制度は、皆様の思いやりの心、ゆずりあいの心を基本としています。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、大分県からのお知らせでした。